

行程管理業務規程

作成日 平成27年 6月 1日

改定日 令和 元年 5月31日

1 作成者

住所（フリガナ）：

〒038-1392

（アオモリケン アオモリシ ナミカ オアザ ナミカ アザ 伊ムラ アオモリシ ノウリンスイザンブ アオモリサンビソシエンカナイ）

青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1 青森市農林水産部あおもり産品支援課内

名称（フリガナ）：あおもりカシスの会（アオモリカシスカイ）

代表者（管理人の氏名）：会長 林健司（カイチヨウ ハヤシケンジ）

ウェブサイトのアドレス：<http://www.aomoricassis.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：すぐり類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：あおもりカシス（アオモリカシス）

4 明細書の変更

あおもりカシスの会は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生産地の確認

あおもりカシスの会は、生産者に対し、ほ場の場所等について記載した栽培管理記録簿を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、確認結果をあおもりカシスの会会員名簿へ記録し、必要に応じ現地調査を行い確認する。

（2）品種の確認

「あおもりカシス」の品種の苗木は、主として青森市農業振興センターで栽培されており、あおもりカシスの会に入会した一般会員（生産者）に対し、配布しているものである。その他、一般会員が挿し木等により自家増殖した苗木を配布する場合には、入手経路の確認及び青森市農業振興センターで栽培しているカシスと比較して、特徴（粒の大きさ、葉の形、味など）を観察し、同一品種であることを確認する。また、一般会員が自家増殖した苗木を自ら栽培している場合においても、青森市農業振興センターで栽培しているカシスと比較して、特徴（粒の大きさ、葉の形、味など）を観察し、同一品種であることを確認するとともに、新規の導入経路及び本数については、生産者があおもりカシスの会に報告する内容をもって確認し、その内容をあおもりカシスの会会員名簿へ記録する。

(3) 栽培方法の確認

あおもりカシスの会は、青森県東青地域県民局地域農林水産部、青森市と連携し、毎年度会員に対し栽培講習会及び目揃い会を開催し、あおもりカシスの栽培に関する最新情報の提供や品質基準等の周知徹底を図る。また、あおもりカシスの会は、生産者に対し、品種名・剪定・施肥・土壌改良・除草・病害虫防除・消雪作業・収穫作業について記載した栽培管理記録簿を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、その内容をあおもりカシスの会会員名簿へ記録する。また、必要に応じ現地調査を行うなどにより、栽培方法の順守について確認する。

(4) 出荷規格・最終製品の確認

出荷された「あおもりカシス」は、あおもりカシスの会が会員名簿に記載された内容を確認するとともに、あおもりカシスの会が指定する施設において、全て個別に品種及び出荷規格を確認(果実の発酵臭やつぶれなど規格外の除外)し、最終製品として確認の上、出荷実績表に記録する。

なお、品種については、粒の大きさや形を確認し、異品種の混入が疑われる場合は、生産者に対し、聞き取りを行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

【出荷規格】

規 格	品 質 基 準
特別栽培	青森県特別栽培農産物の認証を受けた生産者 色づきの特に良いもの 葉、つるなどの混入が全く見られないもの
特 A	大玉で色づきの特に良いもの 葉、つるなどの混入が全く見られないもの
A	色づきの良いもの 葉、つるなどの混入が全く見られないもの
B	上記規格以外で、未熟果 1 割未満のもの 葉、房などを除去したもの（果実に付く短いつるは可）

6 明細書適合性の指導

(1) 生産地について

あおもりカシスの会は、東青地域内において生産が行われていない場合には、生産者に対し当該ほ場で生産したカシスについて、出荷を禁止し、是正を求める。

(2) 品種及び栽培の方法について

あおもりカシスの会は、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにも関わらずこれに従わない場合には、あおもりカシスの会は、当該生産者についてあおもりカシスの会への出荷を一定期間、禁止することもできるものとする。

(3) 出荷規格について

あおもりカシスの会は、「あおもりカシス」として出荷規格を満たさないカシスについては出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

あおもりカシスの会は、前記5（4）の確認の際に、以下を確認する。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないカシスであるにもかかわらず、地理的表示である「あおもりカシス」及び登録標章が使用されているカシス
- ② 地理的表示である「あおもりカシス」のみが使用されているカシス
- ③ 登録標章のみが使用されているカシス

8 地理的表示等の使用の指導

あおもりカシスの会は、前記7の確認の際に、以下に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、あおもりカシスの会は、当該生産者についてカシスの出荷を一定期間、禁止することもできるものとする。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないカシスであるにもかかわらず、地理的表示である「あおもりカシス」及び登録標章を使用した場合
- ② 地理的表示である「あおもりカシス」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

9 実績報告書の作成等

あおもりカシスの会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1ヵ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①あおもりカシスの会会員名簿（臨時の調査結果記録を含む）
 - ②出荷実績表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

あおもりカシスの会は、前記9により作成提出した以下の書類を、あおもりカシスの会事務局（青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1 青森市農林水産部あおもり産品支援課内）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①あおもりカシスの会会員名簿（臨時の調査結果記録を含む）
 - ②出荷実績表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

11 問合せ先

